

# わが国の海外移住



海外移住事業団

JIKIEN  
000  
234  
EM  
LIBRARY

国際協力事業団	
受入 月日	84. 7. 27
	000
登録No.	02790
	23.4
	EM

* 活躍する日本人移住者	3
* 海外移住のあり方	4
* 海外移住事業団概要	5
* 受入れ国案内	9
* 南米各移住地別移住者授 饗用施設・車輛等の配置概図	13
* 南米における年度別投融資額	15
* 南米における移住者定着安定促進 のための援護・指導経費	15
* 在外支部	16
* 国内事務所	17

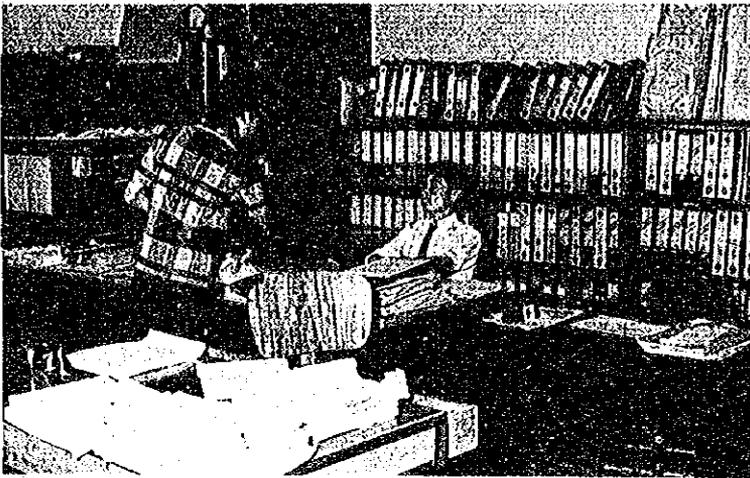


希望に満ち溢れた移住青年

JICA LIBRARY



102387311



ブラジルのスタンダード・エレクトリック社（従業員約4,000人）で部長補佐をしている稲川恵一氏。同社は電話交換機を製作しており、すでに77人の日本人技術者が移住、入社し活躍している。



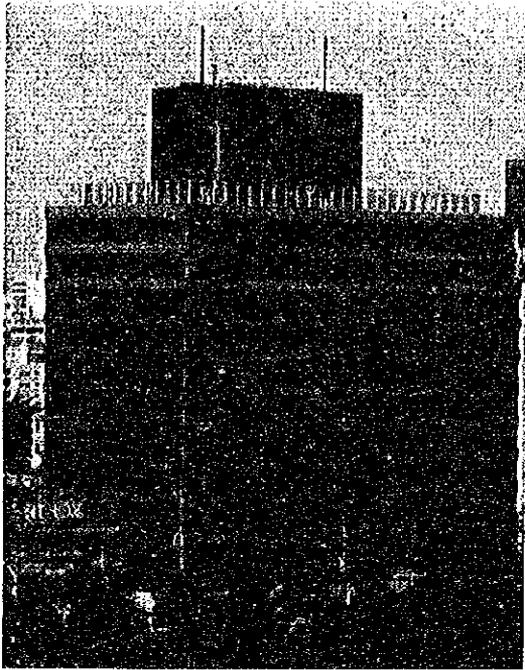
日本人移住者の所有する大牧場



日本人経営のピメンタ農園



海外移住とは、個人があくまでも自己の発意と責任のもとに、確固とした信念をもち、海外に新しい可能性を求めて雄飛するものであり、この意味において海外移住は、第一義的には個人がその幸福追求のために選択する道の一つである。他面移住したわが国民がわが国の経済、社会、科学、文化等の発達を背景として、優秀なる技術経営能力等をいかし、移住先国の開発に協力し、且つ相手国民と融和しつつ経済的文化的発展に寄与することは、国際協力の一環として大きな意義を有するものであり、ひいては、わが国の国際社会における地位の向上に資するものであるといえる。このような観点からすれば、海外移住行政は、単に海外に職を求めればこと足りるといような消極的なものではなく、海外において活躍することがよりふさわしい有為な人材に対して、十分な活動の場を提供し、その活動が移住先国の発展に寄与することを確保するという積極的なものでなくてはならない。



本 部



### 事業目的

海外移住事業団は国の公的機関として、移住者の援助及び指導、その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行うことを目的として事業を行っている。

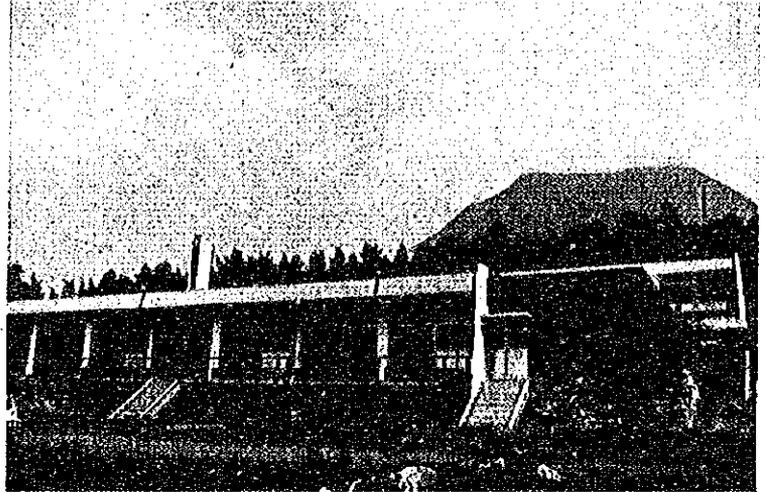
### 設立の経緯

内閣総理大臣の諮問機関である海外移住審議会は、1962年12月、日本人の移住に関するサービス機関であった日本海外協会連合会、日本海外移住振興株式会社の二団体を統合し、新たに単一の公的実務機関を設けるべきであると勧告した。この勧告を受けて1963年7月8日、海外移住事業団法が制定され、この法律により同年7月15日に全額政府出資による資本金約40億円を有する海外移住事業団が発足した。



## 業務概要

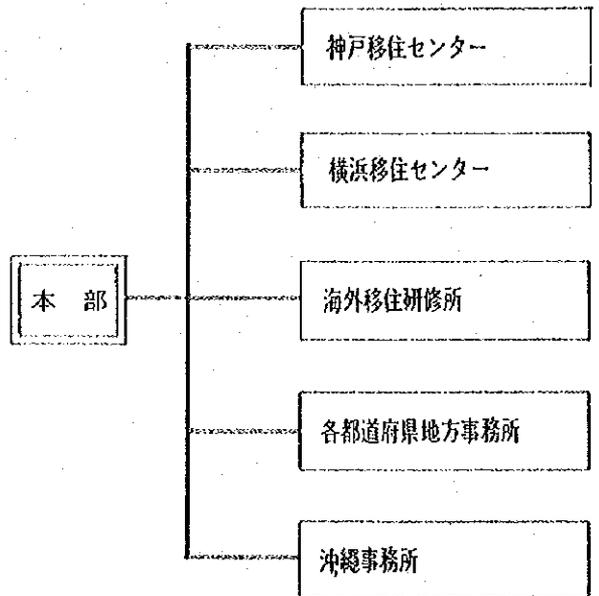
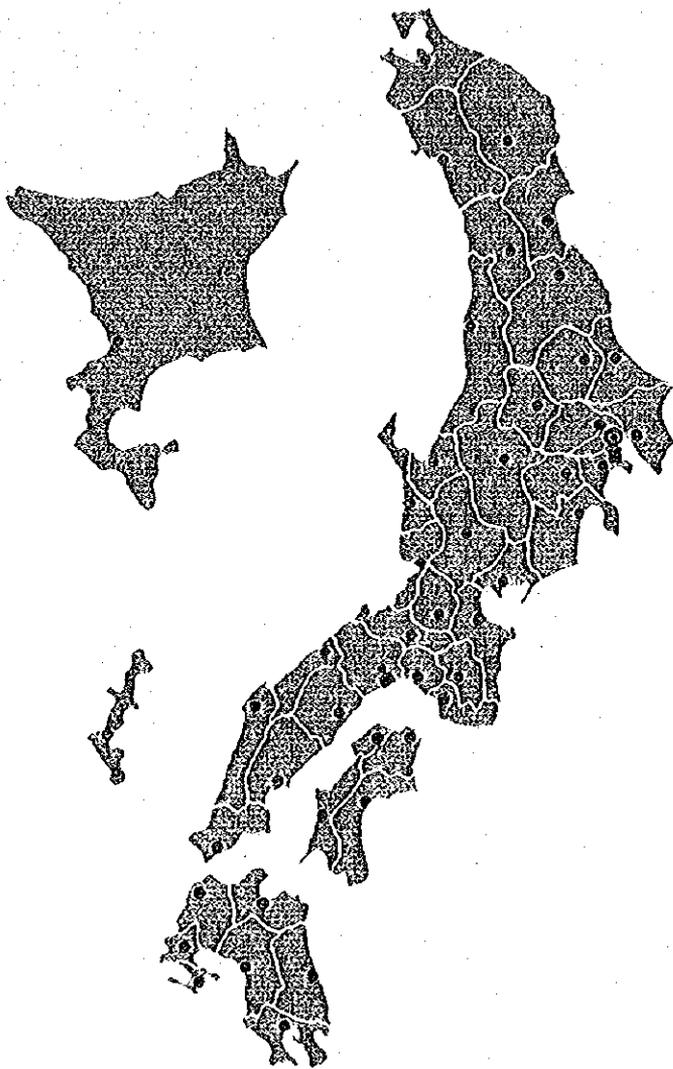
1. 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。
2. 海外移住に関し、相談に応じ、及びあっせんを行なうこと。
3. 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうこと。
4. 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。
5. 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。
6. 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。
7. 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行なうこと。
8. 移住者及びその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。
9. 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者とその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。
10. その他附帯業務。
11. 事業目的を達成するために必要な業務。



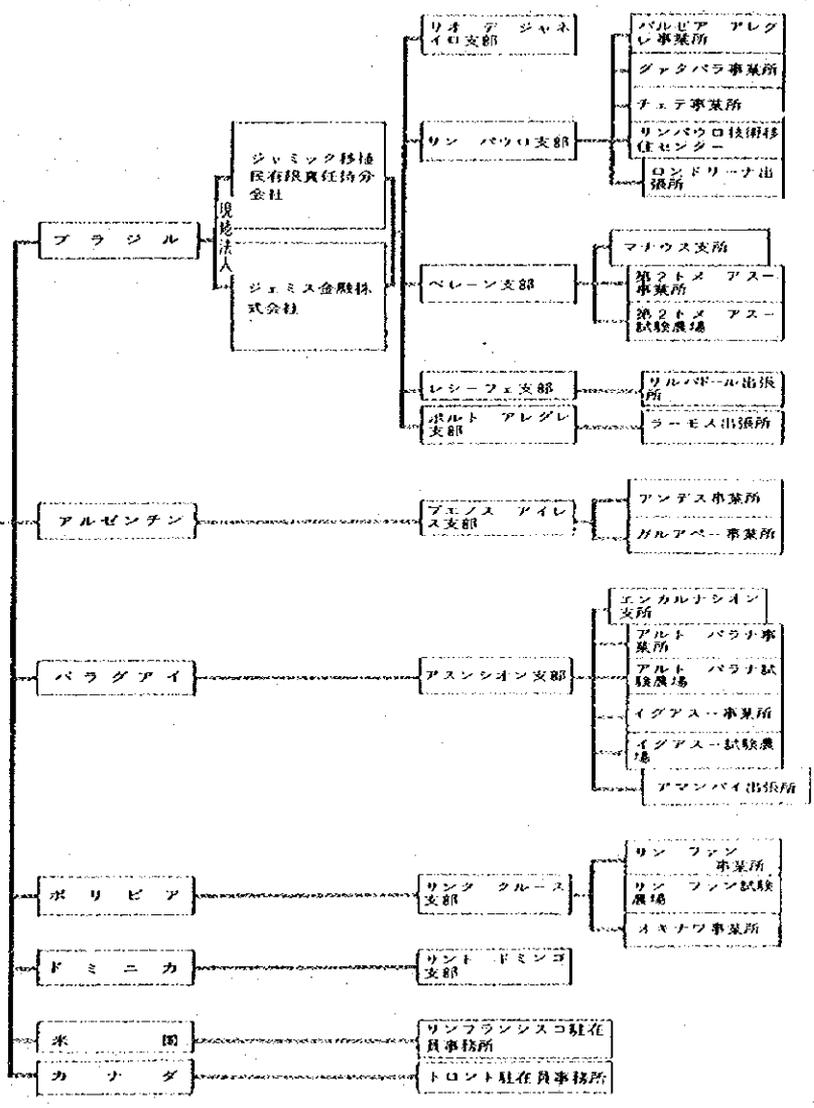
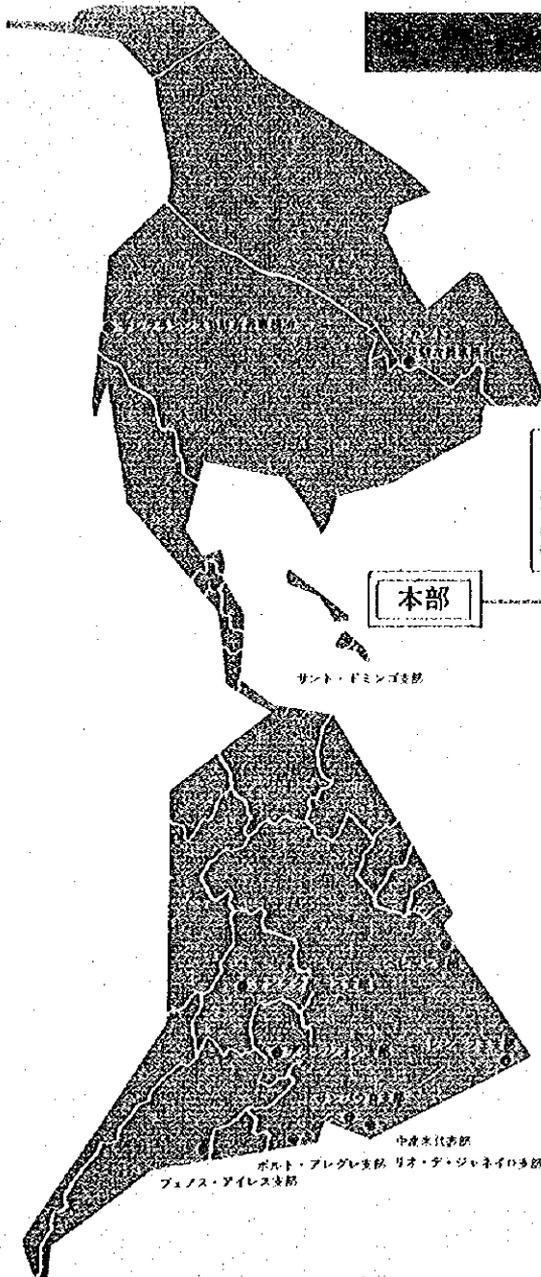
海外移住研修所においては、海外移住を希望する青年に対し必要な訓練講習を施している。昭和44年度末までに、すでに12期・250名以上の研修生を送り出した。その他農業移住者に対する短期講習も行っている。

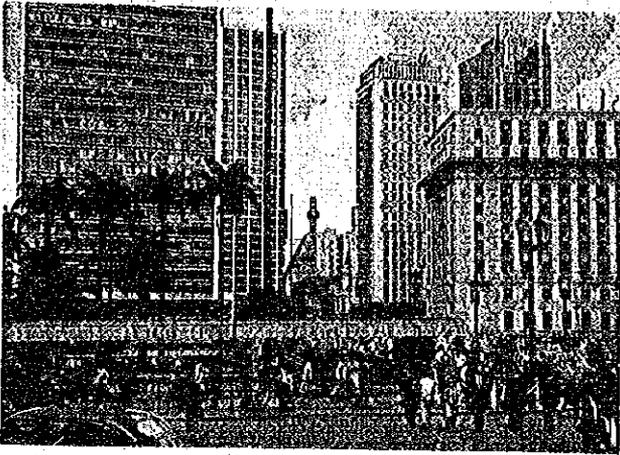


現地における職員の造成工事風景



- 凡例：
- ◎ 本部
  - 地方事務所
  - 移住センター



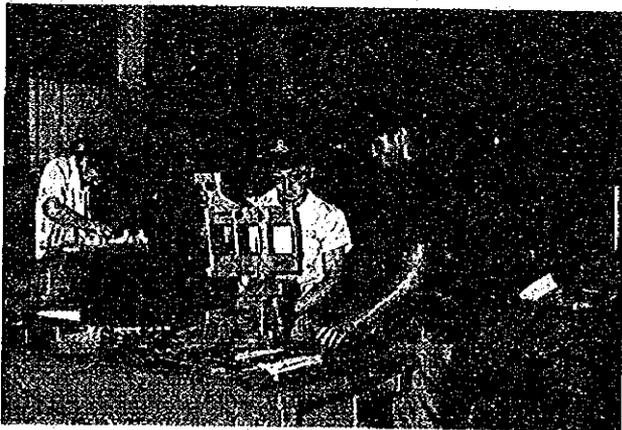


南米最大の都市サンパウロの市街地

## ブラジル

南米大陸の約半分、日本の約23倍の面積を持つ南米最大の国ブラジルは、近年めざましい発展を続けている。ブラジルへの日本人移住は、1908年（明治41年）笠戸丸による781名を先陣としてはじまり、現在約65万人の日本人が各方面で活躍しており、農業従事者の中には数万町歩の大農園主として成功した人も多く、又大臣、国会議員をはじめ、政界、教育界、医学界、文化方面にも多数活躍している。

最近、ブラジルの工業化が進むにつれて、工業技術部門でも移住者は歓迎され、優秀な日本の技術者の活躍はめざましく、又日本企業の進出も活発で、すでに約30社がリオ・デ・ジャネイロ及びサンパウロ周辺を中心として進出している。



活躍する日本人技術移住者



## アルゼンチン



温室栽培のカーネーション

花と音楽、草原と牧畜、また工業近代化をめざすアルゼンチンでは、日系人約2万人が活躍している。約半数以上が農業で、その他は都市又はその近郊で、主として商工業等に従事するとともに、社会的にも多くの成功者を出している。特にブエノス・アイレス近郊における花づくりは日本人の独占で、芸術を愛するアルゼンチン人に愛好されている。

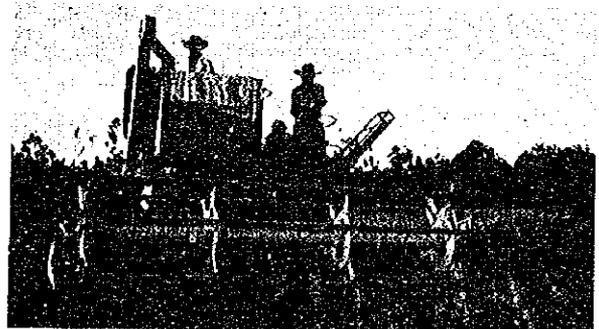
## パラグアイ



イグアス診療所

南米大陸の中部に位置する内陸国で、発展途上の農牧国である。日本人移住者数は約8,000人で、大部分が戦後移住者で農業に従事しているが、1968年以來日本から進出した製油・養蚕等の諸企業が軌道に乗り、今後同国の開発進展と、日系二世の成長につれて農工提携による活躍発展が期待されている。

## ボリビア



サンフアン移住地、コンバインによる陸稲収穫

南米大陸の中部にある内陸国で、発展途上の農業国である。日本人移住者数は約9,000人で、沖縄移住者が過半数を占め農業に従事しており、さらに移住者の増加と日系二世の成長につれて、その活躍発展が期待されている。

## カナダ



カナダで安定した生活を送る日本人移住者

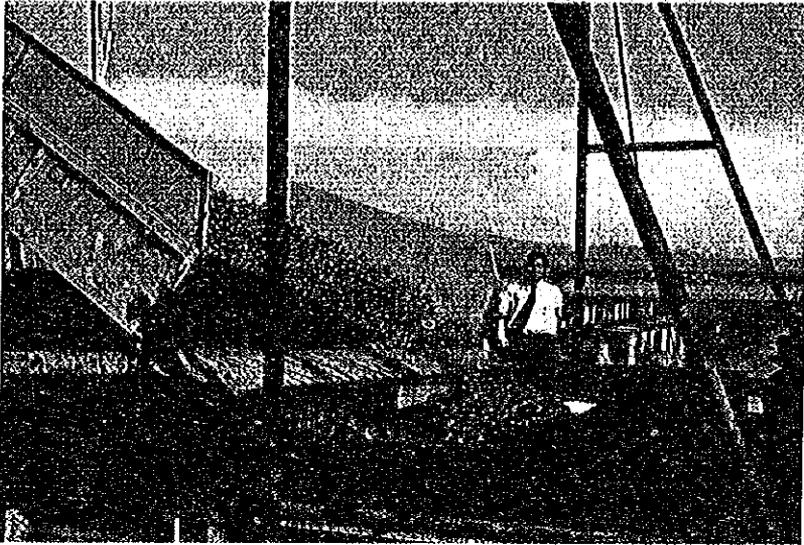


日本人経営のリンゴ園

戦後長い間日本人の海外移住は、主として開発途上国であるラテン・アメリカ諸国に限られてきたが、広大な国土と豊かな資源に恵まれ、めざましい繁栄を築きあげたカナダでは、最近数年来技術や能力のある優秀な人であれば人種・国籍を問わず受け入れられることになり先進国移住として注目をあびている。現在約3万人の主として戦前に移住した日系人が各州にて活躍しており、カナダ社会における信用と社会的地位を築きあげ、安定した生活を営んでいる。



## アメリカ



アメリカ移住は、明治元年のハワイ移民をもって開始され、現在では約50万人の日系人が広く活躍している。1968年の移民法改正により日本人に対しても広く門戸が開放され、1969年においては養子縁組及び結婚によるものを主として、約3,000人の日本人が移住している。

機械を利用し、トマト収穫をする移住者（カリフォルニア州に約800町歩の農地を所有している）

## その他の受入れ国

その他ドミニカ、ペルー、メキシコ、コロンビア等の中南米諸国にも、主として縁故呼寄せにより日本人が受け入れられている。いずれの国においても、各方面における日本人の活躍は高く評価されている。





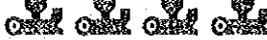
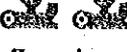
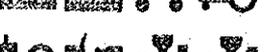
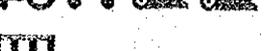
<建物関係>

-  宿泊所
-  寄宿舍
-  諸宿舎
-  倉庫
-  小学校
-  中学校
-  診療所
-  治安事務所
-  共同販売所
-  その他建物

<車輛関係>

-  トラック
-  トラクター
-  トレーラー
-  ブルトーザー
-  ジープ
-  船 舶
-  診療車
-  オートバイ
-  農用機械

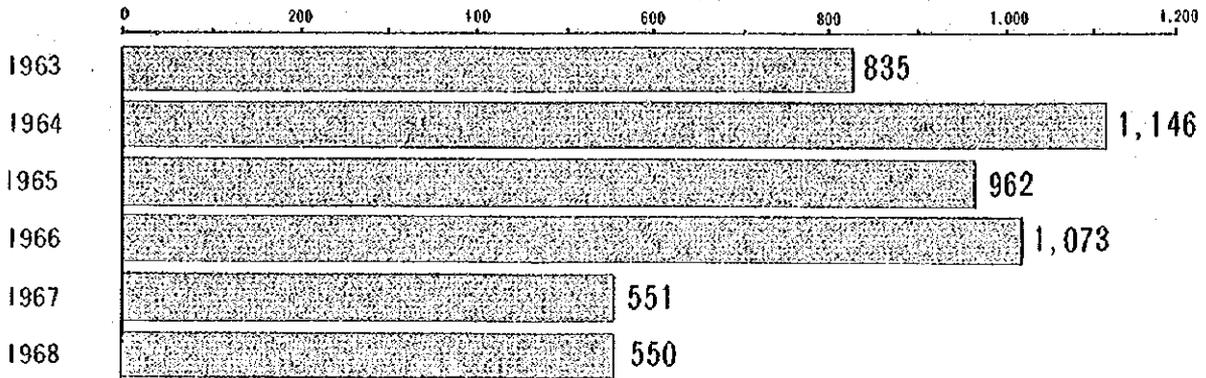
●ブラジル

- |             |   |           |  |          |   |
|-------------|---|-----------|--|----------|---|
| ① タイアノ      |  |           |  | ⑩ リオポネート |  |
| ② ベラピスタ     |  | ⑧ グアマ     |   | ⑨ クビチエック |  |
|             |  | ⑨ 第2トメアスー |  | ⑩ イツベラ   |  |
| ③ エフゼニオサーレス |  |           |  | ⑩ ジトカレー  |  |
|             |  |           |  | ⑩ フンシャル  |  |
| ④ モンテアレグレ   |  |           |   |          |  |
|             |  |           |   | ⑩ ビニヤール  |  |
| ⑤ カンポベルデ    |  | ⑩ ルルアイ    |  | ⑩ グアクバラ  |  |
| ⑥ マタピー      |  | ⑩ ロザリオ    |  |          |  |
| ⑦ アカラ       |  | ⑩ フナウ     |   |          |  |
|             |  | ⑩ ビウン     |   | ⑩ モコカ    |  |

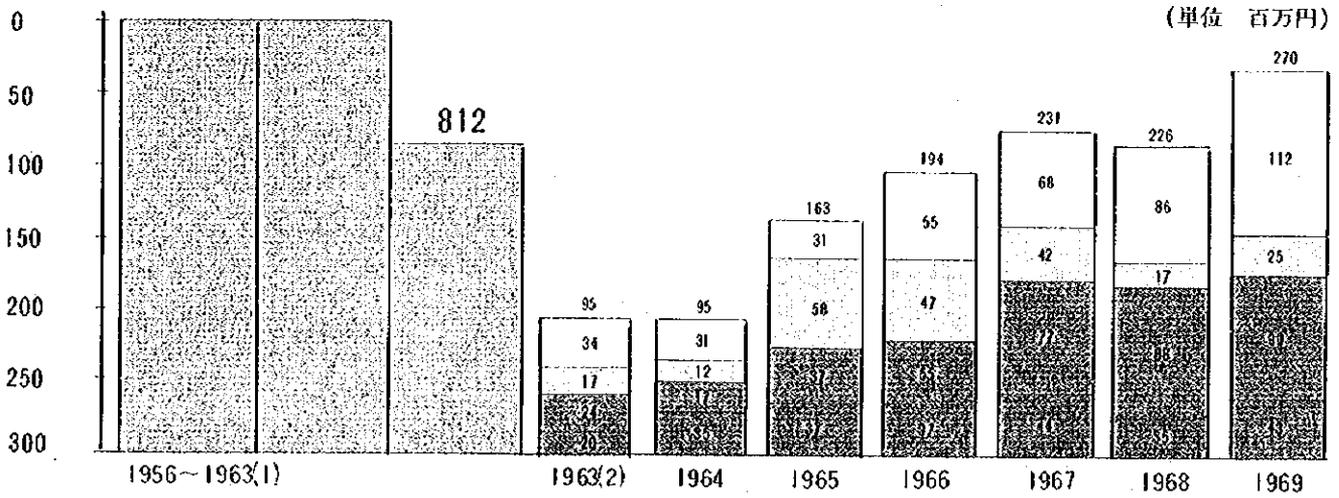
② オウリーニョス					
③ 日光		④ オキナワ I, II, III		⑤ 77A	
⑥ クルバイ		● パラグアイ			
		⑦ アマンバイ			
		⑧ イグアス			
⑨ バルゼアアレグレ					
⑩ ラーモス					
		⑪ アルトパラナ			
⑫ キナリー				⑬ ナヤベス	
⑭ トレーゼ・ア・セテンアロ				● アルゼンチン	
● ボリビア				⑮ ガルアペー	
⑯ サンファン				⑰ アンデス	
				● ドミニカ共和国	
				⑱ ダハボン	
				⑲ アグアネグラ	
				⑳ ハラバコア	
				㉑ コンスタンサ	



(単位 百万円)



(単位 百万円)



(注)(1)1956~1963年6月末日  
(2)1963年7月以降

営農等指導費   
 教育文化費  
 医療衛生費   
 その他環境費

**Representative for Latin America**  
Representante do Serviço de Emigração do  
Japão No Brasil  
Rua Barão do Flamengo 32, 3° Andar, Rio  
de Janeiro GB, Brasil  
Tel : 25--9014

**Rio de Janeiro Branch**  
Jamic, Imigração e Colonização Ltda.  
Jemis Assistencia Financeira S. A.  
Rua Barão de Flamengo No. 22, APT 602,  
Rio de Janeiro, Brasil  
Tel : 45--2711

**São Paulo Branch**  
Jamic, Imigração e Colonização Ltda.  
Jemis Assistencia Financeira S. A.  
Rua Senador Feijó, 143, 8° Andar, São  
Paulo Capital, Brasil  
(Caixa Postal No. 1, 699)  
Tel : 34--5581, 32--8604, 32--8542

**Belém Branch**  
Jamic--Imigração e Colonização Ltda.  
Jemis Assistencia Financeira S. A.  
Rua Cônego Jeronimo Pimentel 716 3°  
Andar Belém--Pará--Brasil  
(Caixa Postal No. 421)  
Tel : 6346, 6324

**Recife Branch**  
Jamic--Imigração Colonização Ltda.  
Jemis Assistencia Financeira S. A.  
Rua da Imperatriz 187, 4° Andar Edifício  
Interpovo Bairro Boa Vista Recife, E. de  
Pernambuco--Brasil  
(Caixa Postal No. 1627)  
Tel : 4 --5520

**Porto Alegre Branch**  
Jamic--Imigração e Colonização Ltda.  
Jemis Assistencia Financeira S. A.  
Rua Fernandes Vieira, 125 Porto Alegre  
Estado do Rio de Grande do Sul, Brasil  
(Caixa Postal 2698)

**Asuncion Branch**  
Corporación Pública de Servicio Emigratorio  
del Japon  
México No. 449, Esq. 25 de Mayo,  
Asunción Paraguay  
(Casilla, de Correo No. 1121)  
Tel : 4-3691, 4-5031

**Buenos Aires Branch**  
Servicio de Emigración del Japon,  
Av. Belgrano 863, Buenos Aires, Argen-  
tina  
Tel : 30--6212, 34--5835

**Santa Cruz Branch**  
Servicio de Emigración del Japon  
Av. Velarde 210, Santa Cruz,  
Bolivia  
(Casilla de Correo No. 555)  
Tel : 2400

**Santo Domingo Branch**  
Servicio de Emigración del Japon  
Lea de Castro 26, Santo Domingo,  
República Dominicana  
Tel : 9 --7677

**Resident Office, San Francisco**  
Japan Emigration Service  
c/o Consulate General of Japan 1601 Post  
Street, San Francisco, California 94/15,  
U. S. A.  
Tel : 921 -- 8000(ext 40)567 -- 2345

**Resident Office, Toronto**  
Japan Emigration Service  
Royal Bank Building: Suite 402, 170  
University Ave.  
Toronto 110, Ontario, Canada  
Tel : 364 --1627

## 横浜移住センター

横浜市磯子区西町16-5 (電) 045-751-1121-5

## 神戸移住センター

神戸市生田区山本通り3の121 (電) 078-22-0341-2

## 海外移住研修所

群馬県勢多郡宮城村大字赤城山字溝の口2087 (電) 0272-88-619

### 中 北海道事務所

札幌市北一条西5-3 (北一条ビル内)  
(電)0122-26-0675

### 中 秋田県事務所

秋田市山王4の1の2 (秋田地方総合庁舎)  
(電)0188-23-7368

### 中 茨城県事務所

水戸市三の丸1-5-38 (県庁内)  
(電)0292-31-3873

### 中 千葉県事務所

千葉市本千葉町7の12 (双葉ビル)  
(電)0472-27-5623

### 中 青森県事務所

青森市長島1-1-1 (県庁開拓課内)  
(電)0177-22-1111  
内線 508

### 中 山形県事務所

山形市旅籠町3の5の27 (県開拓会館内)  
(電)0236-22-9756

### 中 栃木県事務所

宇都宮市埜田町504 (県庁農業経済課内)  
(電)0286-22-0003

### 中 東京都事務所

東京都新宿区本塩町8の2 (住友生命四谷ビル)  
(電)03-359-7774

### 中 岩手県事務所

盛岡市大通1の2の1 (県産業会館内)  
(電)0196-23-4723

### 中 福島県事務所

福島市中町7の5 (県医師会館内)  
(電)0245-22-9014

### 中 群馬県事務所

前橋市大手町1-1-1 (県文教外事課内)  
(電)0272-21-8585

### 中 神奈川県事務所

横浜市中区日本大通1 (県渉外課内)  
(電)045-201-4513

### 中 宮城県事務所

仙台市本町3-8-1 (県庁農政普及課内)  
(電)0222-23-6111  
内線 996

### 中 新潟県事務所

新潟市東大通1-25 (帝石ビル207号)  
(電)0252-47-1918

### 中 埼玉県事務所

浦和市高砂3の12の9 (県農林会館内)  
(電)0488-22-3135

### 中 山梨県事務所

甲府市丸の内1の9の11 (県民会館内)  
(電)0552-35-7763

中 長野県事務所

長野市南長野字中下692-1  
(県庁農地開拓課内)  
(電)02622-3-2909

中 静岡県事務所

静岡市追手町9-6 (県後  
継者養成課内)  
(電)0542-54-2056  
内線 434

中 富山県事務所

富山市新富町2の4の22  
(県商工会館内)  
(電)0764-41-6992

中 石川県事務所

金沢市小將町1の60 (県税  
事務所)  
(電)0762-31-1802

中 岐阜県事務所

岐阜市司町1 (岐阜合同庁  
舎内)  
(電)0582-64-6601

中 愛知県事務所

名古屋市中区三の九2の4  
の1 (県農地開拓課内)  
(電)052-971-9974

中 三重県事務所

津市公明町13 (県開発拓植  
課内)  
(電)05928-8-1111  
内線 277

中 福井県事務所

福井市大手3丁目17-1(県  
庁内)  
(電)0776-23-8542

中 滋賀県事務所

大津市京町3の4の22 (滋  
賀会館内)  
(電)0775-23-0475

中 京都府事務所

京都市上京区小川通下立売  
上ル勘兵衛町122の1 (府自  
治会館内)  
(電)075-431-0863

中 大阪府事務所

大阪市東区京橋前之町2の  
2 (佐伯ビル内)  
(電)06-941-7525

中 兵庫県事務所

神戸市生田区山本通3の121  
(神戸移住センター内)  
(電)078-22-6520

中 奈良県事務所

奈良市登大路町8 (県農林  
部園芸農産課内)  
(電)0742-22-1101  
内線 370

中 和歌山県事務所

和歌山市小松原通1の1 (県  
学事課内)  
(電)0734-31-0800

中 鳥取県事務所

鳥取市東町1の220(県農業  
振興課)  
(電)0857-22-7111  
内線 374

中 島根県事務所

松江市殿町19の1 (県農林  
会館内)  
(電)0852-21-7561  
内線 391

中 岡山県事務所

岡山市磨屋町9の18 (県農  
業会館内)  
(電)0862-22-0882

中 広島県事務所

広島市基町10の3 (県自治  
会館内)  
(電)0822-21-7411

中 山口県事務所

山口県吉敷郡小郡町大字下  
郷2139 (県農協会館内)  
(電)08397-2-2329

中 徳島県事務所

徳島市万代町1の1 (県庁  
内)  
(電)0885-53-2990

中 香川県事務所

高松市八番町4丁目1-7  
(県庁内)  
(電)0878-31-1111  
内線 352

中 愛媛県事務所

松山市南堀端町2の3 (農  
協会館内)  
(電)0899-31-1793

中 高知県事務所

高知市帯摩町95 (社会福祉  
会館内)  
(電)0888-73-6865

中 福岡県事務所

福岡市天神町1の1 (県庁  
内)  
(電)092-74-8853

中 佐賀県事務所

佐賀市城内1の5の14 (自  
治会館別館)  
(電)09522-4-1541

中 長崎県事務所

長崎市出島町1の5 (みな  
とビル内)  
(電)0958-26-4263

中 熊本県事務所

熊本市上通町2の21  
(電)0963-53-4227

中 大分県事務所

大分市府内町3丁目5番7  
号(大分県町村会館内)  
(電)09752-3-0886

中 宮崎県事務所

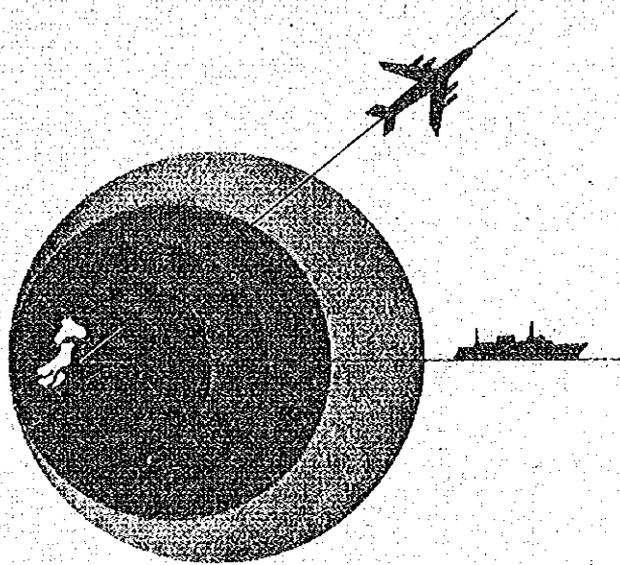
宮崎市宮田町2の29 (燃料  
会館内)  
(電)0985-22-2690

中 鹿児島県事務所

鹿児島市山下町12の10 (徳  
田ビル内)  
(電)0992-23-3601

中 沖縄事務所

那覇市西新町3の79の1  
(電)那覇8-4415



## 海外移住事業団

東京経新街区本塩町8の2(住友生命四谷ビル)  
電話 (03) 359-8 2 8 1 (代)